

農業経営基盤強化促進法による所有権移転について

1. 所有権移転を受ける人の条件

- (1) 農業従事者の要件を満たしていること
- (2) 農業委員会の農地等あっせん譲り受け候補者名簿に登録されていること
- (3) 農業経営基盤強化促進事業実施方針の所有権移転の基準を満たしていること(表①)
- (4) 農地等移動適正化あっせん基準を満たしていること(表②)

表①

鳴門市農業経営基盤強化促進事業実施方針第3条(1)の所有権の移転を受ける場合の基準は次のとおりとする。 ① 借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合については、利用権設定後おおむね1年以上経過している農地であること。 ② 農地の集団化を図るために必要な場合については、農用地区域内の農地であって次の(ア)～(エ)のいずれかに該当すること。 (ア) おおむね25a以上のまとまりのある農地を取得するとき。 (イ) 所有地の地続きの農地を取得するとき。 (ウ) 借入農地(6年以上の利用権設定がなされたもので、設定後おおむね1年以上経過しているもの)の地続き農地を取得するとき。 (エ) 農地経営・規模拡大のため交換等について市長が必要と認めたものであること。 ③ 所有権の移転を受けるものが、本市において現に農業経営改善計画の認定を受けているものであること。	
---	--

表②

地区	基準面積	地区	経営類型	基準飼養面積
大麻町	71アール	大麻町	酪農	搾乳牛 30頭、育成牛 10頭
大津町	112		養鶏	採卵鶏 20,000羽
撫養町木津	48		ブロイラー	年間 20万羽
鳴門町	50		畜産	肉用牛 常時 120頭
瀬戸町	40	養豚 常時 500頭		
北灘町				
里浦町	96			

2. 申し出書類一式

区分	申出書	印鑑証明(写)	確約書	住宅地図	公図	土地の謄本	住民票
譲受人	○	○					○
譲渡人	○	○	○	○	○	○	

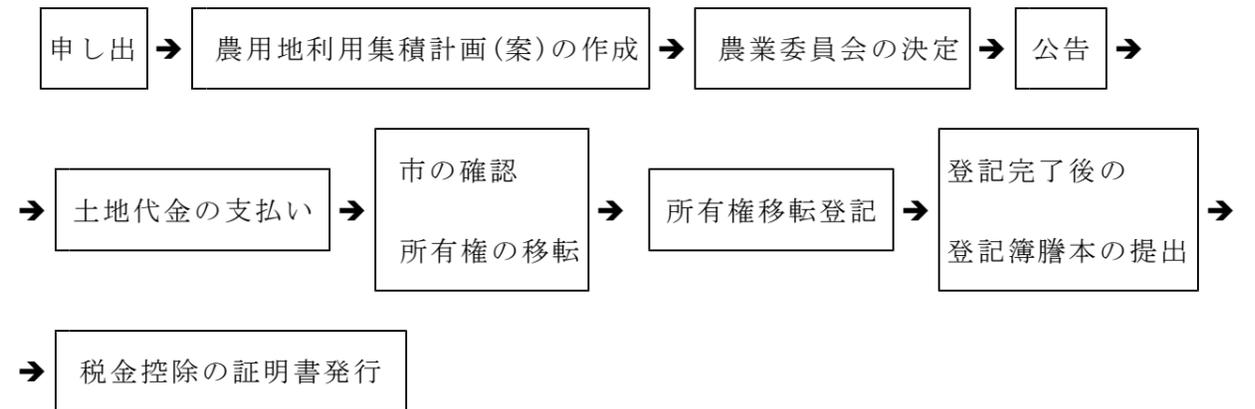
※申出書＝申出書・各筆明細書・農業経営状況書・経営農地の明細書

3. 登記完了後の書類

区分	譲渡所得の特別控除証明願	不動産所得税特別措置証明願	登記完了後の謄本届
譲受人		○	○
譲渡人	○		

※申し出等にはすべて実印を使用していただきます。

4. 所有権移転の手順



5. 所有権移転の確認

代金のやりとりは必ず口座振替でしていただきますので、双方の預金通帳の写・領収書の写をいただきます。

※農用地利用集積計画で定めた期間内に代金の振替をしてください。期間外は無効になります。

6. 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転のメリット

- (1) 農地法の許可手続きが不要
- (2) 売った場合 800万円の特別控除がされます
- (3) 取得した場合取引価格の3分の1が控除されます
- (4) 登記する場合は、登録免許税が1000分の10になる場合があります